

山梨県公報

第二千四百七十号

平成二十六年

十二月十一日

木曜日

目次

告示

- 道路の供用開始……………六九三
 - 一団地内に建築される一又は二以上の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないことの認定……………六九三
 - 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等の一部改正……………六九三
 - 平成二十六年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等の一部改正……………六九三
- ### 公告
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………六九四
 - 土地改良区役員の内退……………六九四
 - 公共測量の実施……………六九四
 - 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………六九五

告示

山梨県告示第三百四十一号の二

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十六年十二月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十一日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	台ヶ原長坂線	北杜市白州町台ヶ原字中台三三〇四番の四地先から	三六六・五	平成二十六年十二月十日

北杜市白州町花水字本村一三九〇番の二地先まで

一日

山梨県告示第三百四十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二〇一號)第八十六条第一項の規定により一団地内に建築される一又は二以上の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないことを認定したので、同条第八項の規定により次のとおり告示する。

平成二十六年十二月十一日

山梨県知事 横内正明

一 認定番号

山梨県指令建住第四千三百八十九号

二 認定対象区域

甲斐市中下条字冷田千九百四番一、千九百四番四、千九百八番、千九百九番、千九百十番一

三 認定対象区域等を表示した図書の縦覧場所

山梨県県土整備部建築住宅課

山梨県告示第三百四十三号

物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(平成十四年山梨県告示第六十四号)の一部を次のように改正し、告示の日から適用する。

平成二十六年十二月十一日

山梨県知事 横内正明

一 一「第百六十七条の四第一項」を「第百六十七条の四第一項各号」に、「規定」を「いづれか」に改め、二「中」の規定により競争入札を「以下同じ。」の規定により競争入札に、「(令第百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。)」の規定により定められた」を「の規定により定められた」に改め、三「もの」の下に「(令第百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。)」を加える。

山梨県告示第三百四十四号

平成二十六年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等(平成二十六年山梨県告示第九十七号)の一部を次のように改正し、告示の日から適用する。

平成二十六年十二月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 中「第六百六十七条の四第一項の規定」を「第六百六十七条の四第一項各号のいずれか」に改め、3中「もの」の下に「(令第六百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。)」を加える。

第四号様式一を次のように改める。

1 私は、次のいずれにも該当しません。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者

(2) 次のいずれかに該当すると認められたために令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させないとされた者であつて同項の規定により定められた期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約することを妨げた者

エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくして契約を履行しなかつた者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つた者

キ アからカまでのいずれかに該当すると認められたために令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させないとされた者であつて同項の規定により定められた期間を経過していないものを契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備へ置いて縦覧に供する。

平成二十六年十二月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあつた年月日 平成二十六年十二月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人山梨グローバルネットワーク

2 代表者の氏名 小林 隼人

3 主たる事務所の所在地 山梨県笛吹市石和町下平井百四十四番地ホテルうかい寮 二百五

4 定款に記載された目的

この法人は、アジアをはじめ世界各国の人々との文化交流を通じ、友好関係を築き、共生社会の実現及び日本と諸外国の発展に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十六年十二月四日から平成二十七年二月三日まで

● 土地改良区役員の退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、徳島堰土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があつた。

平成二十六年十二月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 退 任

役職名	氏 名	住 所	退 任 年 月 日
理 事	湯舟 勝	斐崎市旭町上條南割三〇七五一一	平成二十六年十一月十九日

● 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成二十六年十一月二十六日付けで上野原市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつた。

平成二十六年十二月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 作業種類 公共測量(空中写真撮影)

二 作業期間 平成二十六年十一月三十日から平成二十七年三月三十一日まで

三 作業地域 上野原市全域

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十六年十二月十一日

山梨県知事 横内 正明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

笛吹市石和町山崎字尼ヶ淵二三一の一、二三一の二、二三一の四、二三一の五、二三一の六、二三一の七、二三一の八、二三一の九、二三一の一〇、二三一の一、二三一の一七、二三一の一八、二三一の一九、二三一の二〇、二三一の二一、二三一の二二、二三一の二三、二三一の二四、二三一の二七、二三一の二八、二三三の一、二三三の四、二三三の五、二三三の六、二三三の七、一三五の一、一三五の二、一三五の三、一三五の四、一三五の五、一三五の六、一三五の七、一三五の八、一三五の九、一三五の一〇、一三五の一及び一三五の一二の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 公園	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峽東建設事務所及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
笛吹市石和町四日市場千八百四十六番地一 株式会社 信拓 代表取締役 白神 信義

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番